

今月のインスタギャラリー

『#love mitoyo』 vol.12

▶問い合わせ  
産業政策課 ☎73-3012

Instagram へ投稿された「ステキな三豊」情報をご紹介します。

おすすめスポット



てんじんやま  
天神山 (仁尾町)

昔は磯菜島と呼ばれていたそう  
天神山城があったそうです



とこよがめ  
常世亀 (詫間町)

浦島伝説の地、詫間町箱裏地区で  
す。永久不変の象徴、常世亀。  
亀の向いている先に亀宮城がある  
とか…



まるやまじま  
丸山島 (詫間町)

丸山島 浦島神社  
三豊のエンジェルロードと呼ばれ  
ています

■お気に入りのスポット、グルメなど「あなたの三豊」情報を、Instagramに「#lovemitoyo」をつけて投稿してください。

【投稿方法】

Instagramを利用している人は、

- ①アカウント「mitoyo.honma.mon」をフォロー(※QRコードを読みとってください)
- ②「#lovemitoyo」と場所、コメントをつけて投稿

あなたのとおきおきの三豊情報をお待ちしています!!



▲「Instagram」は  
こちらから



▲「ブログ」でも日々  
の情報を発信中!

感染対策  
実施中

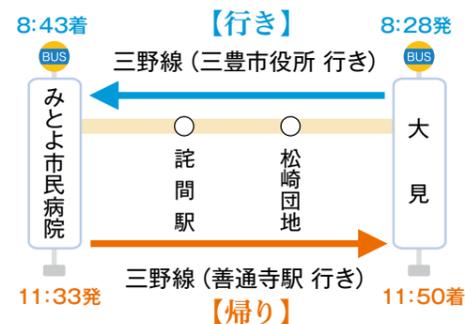
# コミュニティバスにゆ〜す 14

▶問い合わせ 交通政策課 ☎73-3055

コミバスに乗ってミヨ!

5月に開院した「みとよ市民病院」には、新たに三野線が乗り入れたことで、三野地区から乗り継ぎせずに行くことが可能になりました。ぜひご利用ください。

(例)「大見」から「みとよ市民病院」へ行く場合



▲院内にはバスの時刻や  
運行状況を表示するデジ  
タルサイネージを設置



▲病院の入り口横には  
「バス乗り場」と「タクシ  
ー乗り場」が併設

じんけん探訪 91

感染症をめぐる人権

改めて基本認識として

新型コロナウイルスに差別を作り出す病原性はありません。同じくハンセン病やHIV、福島第一原発事故に伴う差別問題も、病原菌や放射性物質が作り出したものではありません。これらの差別は医学(自然現象)の問題ではなく、社会問題(社会現象)です。人間が作り出している以上、人間の取り組み(教育・啓発)によって解決できる、またしなればならないものと考えます。

「感染の疑いがある人避けたいのは当然」これは差別じゃなくて区別」といった意見もあるでしょう。単純な区別だけでは差別になりませんが、科学的な認識や根拠に基づかない不合理な理由が加えられた時、それは差別になります。

コロナ禍で起きたことから

新型コロナウイルスの感染拡大は、「自粛警察」という新たな人権問題を発生させました。「自粛警察」は、決まりを守って営業している店舗や不要不急ではない外出者にも、抗議や嫌がらせをしました。

かつて、それぞれの県で未収容のハンセン病(らい病)患者がゼロになるように、患者が見つければ住民が通報し、行政と一体となって隔離を強制した「無らい県運動」と、「自粛警察」は類似しています。いずれも他者の人権を無視・軽視した行為ですが、悪意はなく罹患への恐怖心や病気をなくすという正義



感に基づく行為だと考えられます。自粛警察が全国各地で起きたことは、過去にハンセン病の隔離政策が人権侵害を引き起こしたメカニズムを正しく検証できておらず、教訓として生かされていないことを表しており、結果として同じ過ちを繰り返したといえます。

背景にある意識

○正しい知識を持っていない人が多い  
○収束しないことを「誰かのせい」にしたい  
○日本人の排他的な国民性が顕在化した  
感染者を減らすという過度な執着が、感染者排除の契機を作り、SNSも使って患者狩りが行われました。患者や医療従事者への差別や偏見を助長した背景には、潜んでいた社会意識としての差別意識が、この感染症を通じて表面化したと考えます。

日本人の「清潔さ」の表裏

国民性としての清潔さがマイナスに作用し、「自粛警察」を暴走させたといえます。物事には、良い面と悪い面があります。日本の高い水準の公衆衛生を実現してきた裏で、「隔離された人」を徹底的に排除しなくては気が済まないという強迫観念を社会意識が後押しする、かつてのハンセン病患者への隔離政策と同様のことが起きています。

新型コロナウイルス感染拡大から2年が経過し、過激なことは起きなくなりました。しかし、人々の理解や医療の充実とともに、潜在的にある差別意識を解消していかなければ、新たな人権侵害が起きる可能性は残されています。

▼問い合わせ 人権課

☎73・3008

災害に備えて  
非常用持ち出し品の準備を!

災害時には食べ物や飲み物をはじめ、必要なものがすぐに手に入るとは限りません。緊急に避難しなければならぬ場合に備えて、飲料水や食料、生活用品など非常時に必要なものを、3日以上上リユックなどに入れて、玄関の近くなど避難時に持ち出しやすい場所にあらかじめ置いておきましょう。

非常用持ち出し品チェックリスト

- 飲料水・食料品 (アルファ米・乾パン・缶詰など)
- 衣類・下着・タオル
- 軍手・ポリ袋
- 懐中電灯・携帯ラジオ・モバイルバッテリー
- 救急医療品(常備薬・消毒液など)
- 貴重品 (現金・印鑑・健康保険証・預金通帳など)
- ろうそく・ライター
- スリッパ・運動靴
- 感染症対策品(マスク・携帯トイレなど)



▼問い合わせ 危機管理課

☎73・3119